

裁量労働制実態調査を踏まえた 裁量労働制の検討状況等について

令和3年12月1日

厚生労働省 労働基準局

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

目次

- 1 裁量労働制に関するこれまでの経緯について・・・3
- 2 裁量労働制実態調査について・・・・・・・・・・7
- 3 これからの労働時間制度に関する検討会について・・・・・・・・・・28
- 参考・・・・・・・・・・31



1 裁量労働制に関するこれまでの経緯について

裁量労働制に関する附帯決議

●働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律案に対する附帯決議 (衆議院厚生労働委員会・平成30年5月25日)

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

一～九 (略)

十 裁量労働制について、労働時間の状況や労使委員会の運用状況等、現行制度の施行状況をしっかりと把握した上で、制度の趣旨に適った対象業務の範囲や働く方の裁量と健康を確保する方策等について、労働政策審議会において検討を行い、その結論に応じて所要の措置を講ずること。

十一・十二 (略)

●働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律案に対する附帯決議 (参議院厚生労働委員会・平成30年6月28日)

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

一～十七 (略)

十八、裁量労働制については、今回発覚した平成二十五年度労働時間等総合実態調査の公的統計としての有意性・信頼性に関わる問題を真摯に反省し、改めて、現行の専門業務型及び企画業務型それぞれの裁量労働制の適用・運用実態を正確に把握し得る調査手法の設計を労使関係者の意見を聴きながら検討し、包括的な再調査を実施すること。その上で、現行の裁量労働制の制度の適正化を図るための制度改革案について検討を実施し、労働政策審議会における議論を行った上で早期に適正化策の実行を図ること。

十九～四十七 (略)

裁量労働制実態調査に関する専門家検討会

1 趣旨

裁量労働制は、時間配分や仕事の進め方を労働者の裁量に委ね、自律的で創造的に働くことを可能とする制度であるが、制度の趣旨に適った対象業務の範囲や、労働者の裁量と健康を確保する方策等について、課題がある。

これらの課題については、平成25年度労働時間等総合実態調査の公的統計としての有意性・信頼性に関わる問題を真摯に反省し、改めて、現行の専門業務型及び企画業務型それぞれの裁量労働制の適用・運用実態を正確に把握し得る調査手法の設計を労使関係者の意見を聴きながら検討し、包括的な再調査を実施した上で、現行の裁量労働制の制度の適正化を図るための制度改革案について、検討を実施する必要がある。

このため、統計学者や労働経済学者、労使関係者を含む専門家からなる検討会を開催し、裁量労働制の実態把握のための新たな調査について、調査設計等の検討を行う。

2 検討事項

裁量労働制の実態を把握するための新たな調査について、以下の事項を中心に検討を行う。

- (1) 調査方法及び集計方法
- (2) 調査事項
- (3) 新たな調査の結果の検証
- (4) その他

3 検討スケジュール

第1回	平成30年	9月20日(木)
第2回	同	11月2日(金)
第3回	同	12月7日(金)
第4回	同	12月21日(金)
第5回	平成31年	4月22日(月)
第6回	令和2年	4月6日(月)
第7回	令和3年	6月25日(金)

4 構成員

小倉 一哉 早稲田大学商学学術院教授

◎西郷 浩 早稲田大学政治経済学術院教授 } (◎座長
※オブザーバー)

小島 茂 公益財団法人連合総合生活開発研究所客員研究員

鈴木 重也 一般社団法人日本経済団体連合会労働法制本部長

川口 大司 東京大学大学院経済学研究科教授

樋田 勉 獨協大学経済学部教授

黒田 祥子 早稲田大学教育・総合科学学術院教授

※大村 修一 総務省政策統括官(統計基準担当) 付国際統計企画官

裁量労働制に関する閣議決定

●経済財政運営と改革の基本方針2021（令和3年6月18日閣議決定）

第2章 次なる時代をリードする新たな成長の源泉 ～4つの原動力と基盤づくり～

5. 4つの原動力を支える基盤づくり

（5）多様な働き方の実現に向けた働き方改革の実践、リカレント教育の充実

（フェーズⅡの働き方改革、企業組織の変革）

（前略）労働時間削減等を行ってきた働き方改革のフェーズⅠに続き、メンバーシップ型からジョブ型の雇用形態への転換を図り、従業員のやりがいを高めていくことを目指すフェーズⅡ¹⁰¹の働き方改革を推進する。

ジョブ型正社員の更なる普及・促進に向け、雇用ルールの明確化や支援に取り組む。裁量労働制について、実態を調査した上で、制度の在り方について検討を行う。（後略）

101 メンバーシップ型からジョブ型の雇用形態への転換、より効率的で成果が的確に評価されるような働き方への改革。ジョブ型の雇用形態とは、職務や勤務場所、勤務時間が限定された働き方等を選択できる雇用形態。

●規制改革実施計画（令和3年6月18日閣議決定）

Ⅱ 分野別実施事項

5. 雇用・教育等

（4）多様で主体的なキャリア形成等に向けた環境整備

N 0.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
5	社会経済環境や雇用慣行などの変化を踏まえた雇用関係制度の見直し	a 厚生労働省は裁量労働制について、現在実施中の実態調査に関して、適切に集計の上、公表を行う。その上で、当該調査結果を踏まえ、労働時間の上限規制や高度プロフェッショナル制度等、働き方改革関連法の施行状況も勘案しつつ、労使双方にとって有益な制度となるよう検討を開始する。	a:令和3年調査結果公表、調査結果が得られ次第検討開始	厚生労働省

2 裁量労働制実態調査について

裁量労働制実態調査について

調査結果公表日：令和3年6月25日

平成30年9月以降、「裁量労働制実態調査に関する専門家検討会」において、調査設計、調査事項等について検討。令和元年5月、一般統計としての総務大臣承認。令和元年11月～12月に実施（調査時点は令和元年10月）。

1 調査概要

I 事業場調査

- **適用事業場調査**：専門業務型・企画業務型のいずれかの裁量労働制を導入している事業場
- **非適用事業場調査**：裁量労働制を導入していない事業場（経済センサスの事業所母集団データベースから、適用事業場の地域・業種・労働者規模の構成を踏まえて無作為に抽出）
- 調査事項：労働時間、業務における裁量の程度、今後の裁量労働制についての意見（対象労働者の範囲等） 等

II 労働者調査

- **適用労働者調査**：裁量労働制適用事業場で雇用されている裁量労働制の適用労働者を対象とする（適用労働者の規模に応じて無作為に抽出）
- **非適用労働者調査**：裁量労働制非適用事業場で雇用されている、裁量労働制は適用されていないが裁量労働制の対象業務（専門業務型19業務・企画業務型1業務）に従事する労働者を対象とする（非適用労働者の規模に応じて無作為に抽出）
- 調査事項：労働時間、健康状態、業務における裁量の程度、今後の裁量労働制についての意見（対象労働者の範囲等） 等

2 回答状況

	適用事業場	非適用事業場	適用労働者	非適用労働者
配布数	11,750	15,499	104,985	104,375
回収数	7,280	9,611	49,176	45,894
有効回答数（※1）	6,489	7,746	47,390	40,714
回収率（※2）	62.0%	62.0%	46.8%	44.0%
有効回答率（※3）	55.2%	50.0%	45.1%	39.0%

（※1）回収した調査票から、集計対象外の調査票（廃業等の理由により、調査対象外であることが確認されたもの等）を除外した票

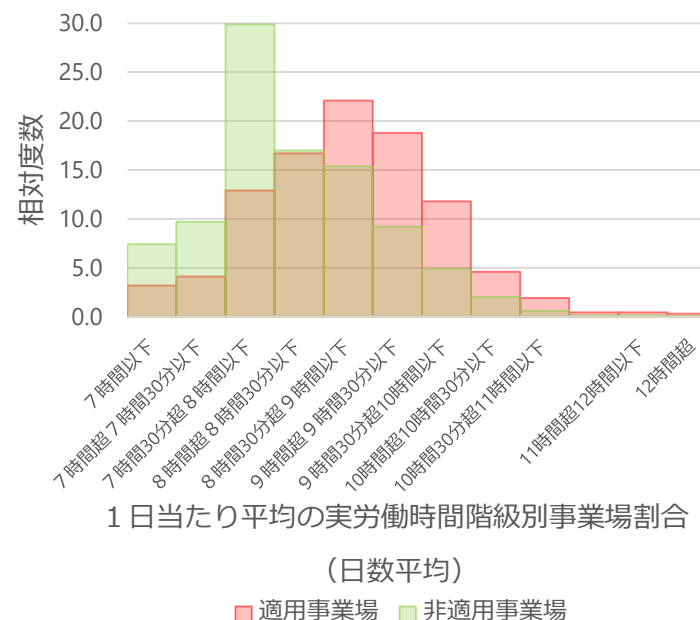
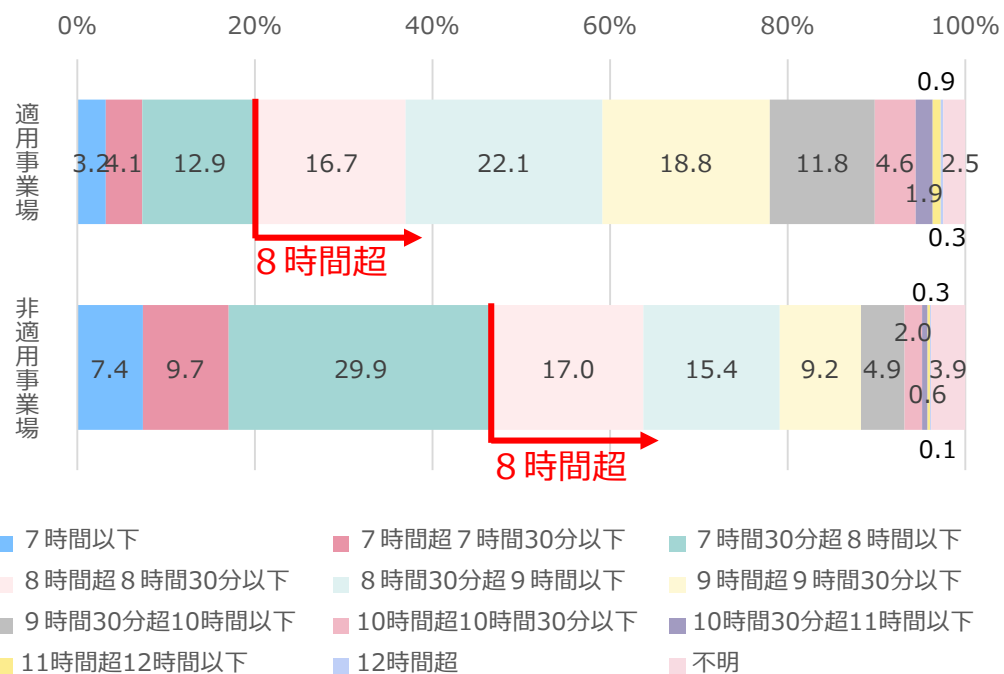
（※2）配布数のうち、回収数の占める割合

（※3）配布数のうち、有効回答数の占める割合

細目次

1. 労働時間について	10
2. 労働者の健康確保について	15
3. 裁量労働制の運用状況について	17
4. 裁量の程度について	19
5. 労働者の働き方の認識について	22
6. 制度に対する意見について	24

労働時間について①労働時間の分布【事業場調査】



注1：適用事業場においては裁量労働制適用労働者が1人以上いる事業場を、非適用事業場においては裁量労働制の対象業務に相当する業務に従事する労働者が1人以上いる事業場をそれぞれ対象に集計したもの。
 注2：上記の数値は集計結果の割合を足し合わせて算出。適用事業場の実労働時間について、労働時間の状況に休憩時間が含まれる場合は、休憩時間を控除して集計している。
 注3：上記の図では、事業場別の日数平均の値を掲載している。

労働時間について② 労働時間の平均値の比較【事業場調査】

1日の平均実労働時間数・1か月の平均実労働時間数・平均労働日数

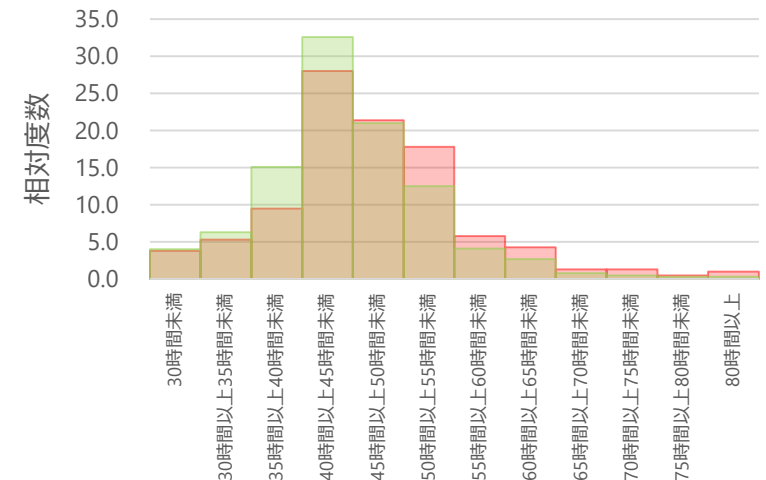
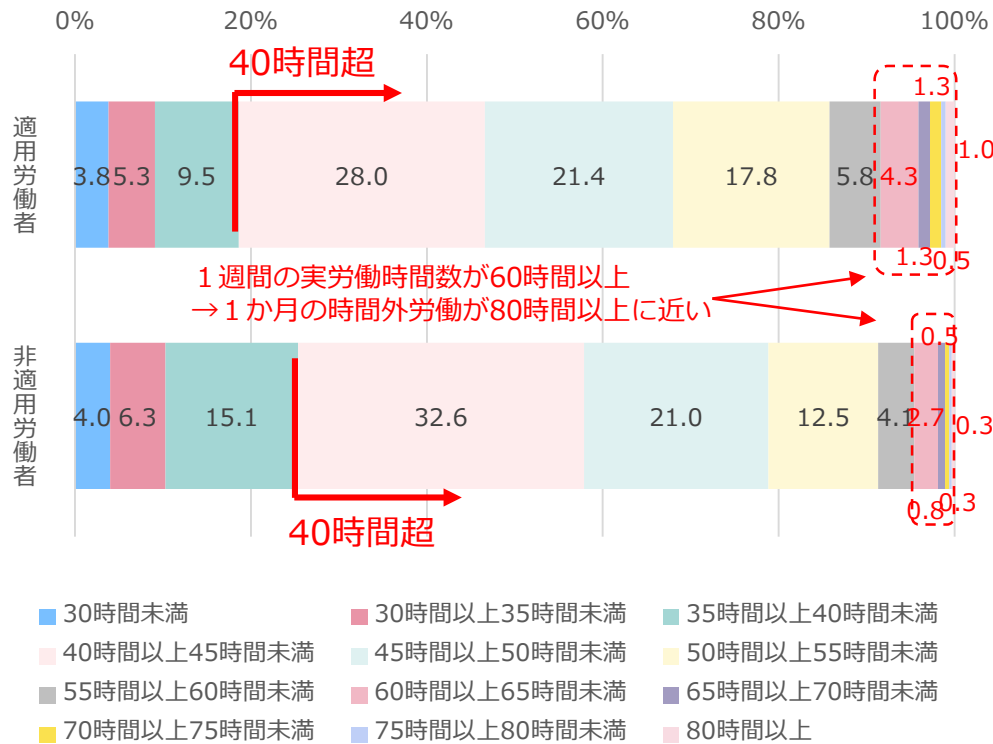
	1日の平均 実労働時間数 (時間：分)		1か月の平均実労働 時間数（1人当たり） (時間：分)		1か月の平均労働日 数（1人当たり） (日)	
	適用	非適用	適用	非適用	適用	非適用
計	8：44	8：25	171：36	169：21	19.64	20.12
専門型	8：41	8：26	170：34	168：58	19.63	20.04
企画型	9：00	8：21	176：50	169：47	19.64	20.32

注1：適用事業場においては裁量労働制適用労働者が1人以上いる事業場を、非適用事業場においては裁量労働制の対象業務に相当する業務に従事する労働者が1人以上いる事業場をそれぞれ対象に集計したもの。

注2：1日の平均実労働時間数は労働日数により加重平均した値。

注3：適用事業場に対しては労働時間の状況を調査しており、労働時間の状況に休憩時間が含まれる場合は、休憩時間を控除して集計している。

労働時間について③ 労働時間の分布（階級での回答を除く）【労働者調査】



1週間の実労働時間階級別労働者割合

■ 適用労働者 ■ 非適用労働者

注1：上記の数値は集計結果の割合を足し合わせて算出。

注2：「階級での回答を除く」とは、1週間に実際に働いた労働時間の合計を1時間単位で回答した調査票のみを集計し、細かく覚えていないため階級を選択することにより回答した調査票を除いて集計したものの。

労働時間について④ 労働時間の平均値の比較【労働者調査】

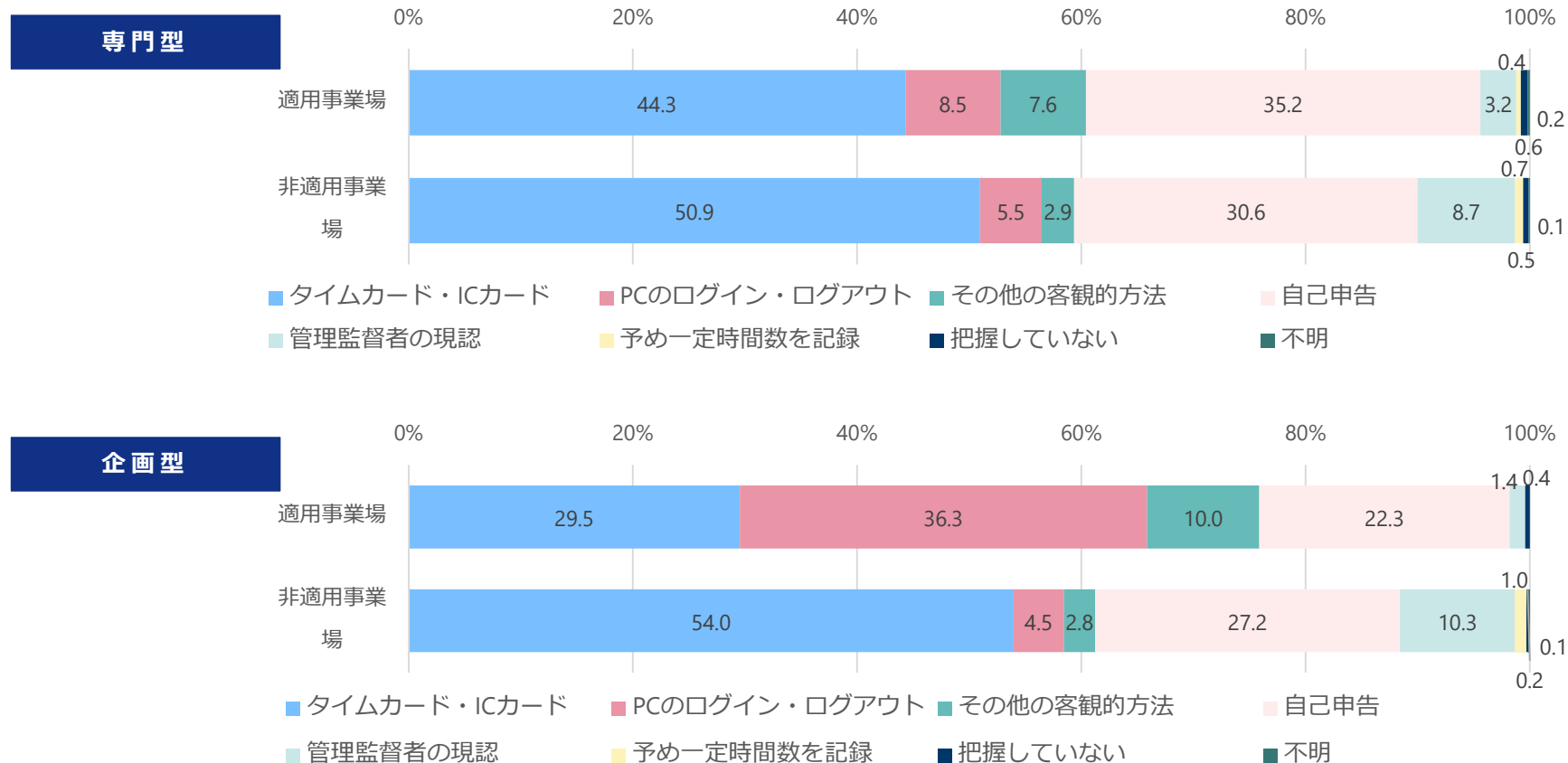
1日の平均実労働時間数・1か月の平均実労働時間数・平均労働日数

	1日の 平均実労働時間数 (時間：分)		1週間の 平均実労働時間数 (時間：分)		1週間の 平均労働日数 (日)	
	適用	非適用	適用	非適用	適用	非適用
計	9：00	8：39	45:18	43:02	5.03	4.97
専門型	8：57	8：39	45:18	43:07	5.06	4.99
企画型	9：15	8：44	45:13	42:53	4.89	4.91

注1：上記の値は1週間に実際に働いた労働時間の合計を1時間単位で回答した調査票のみを集計した平均値である。

注2：1日の平均実労働時間数は労働日数により加重平均した値。

労働時間について⑤ 事業場の労働時間の把握方法【事業場調査】



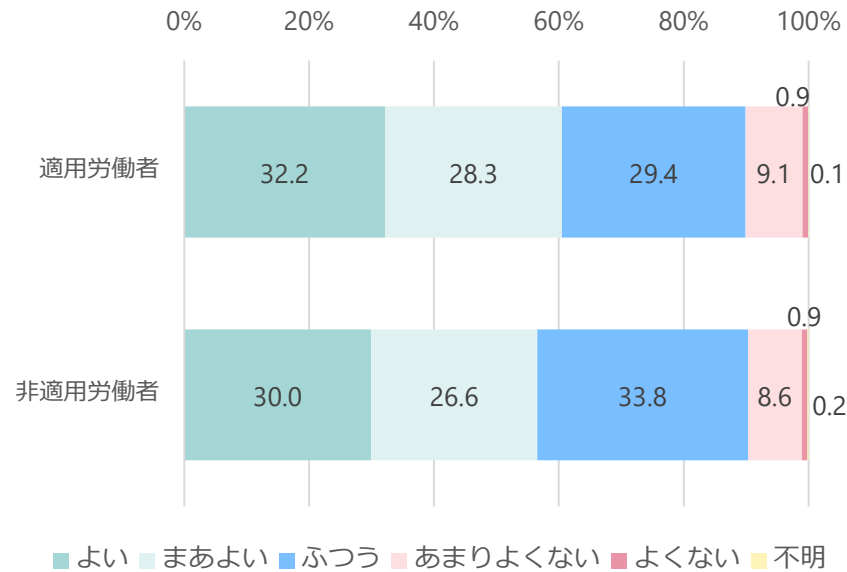
注1：適用事業場においては、適用労働者について、健康・福祉確保措置や医師による面接指導を実施するため事業場ごとに把握している「労働時間の状況」の把握方法。

注2：「その他の客観的方法」には、入退館の際のゲート通過時間を個人別に管理している場合等を含む。

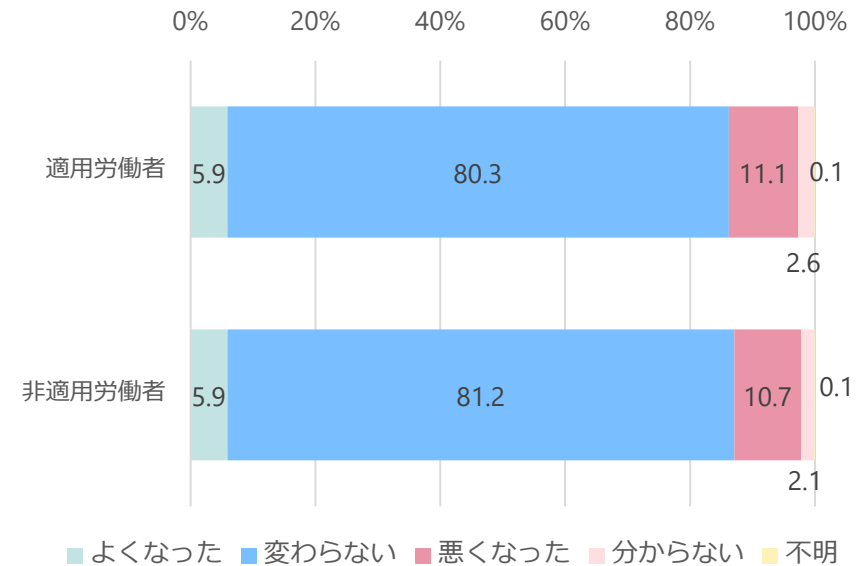
注3：「現認」とは、使用者自ら、あるいは労働時間管理を行う者が、直接始業時刻や終業時刻を確認することをいう。

労働者の健康確保について① 現在の健康状態の認識と前年からの変化【労働者調査】

健康状態の認識

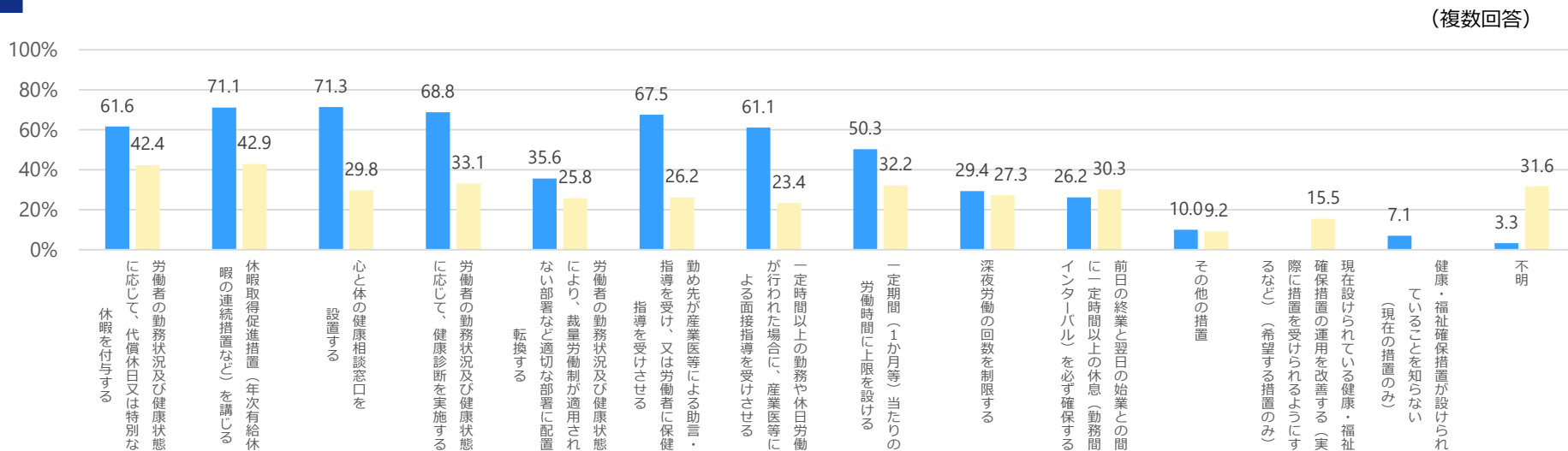


前年からの健康状態の変化

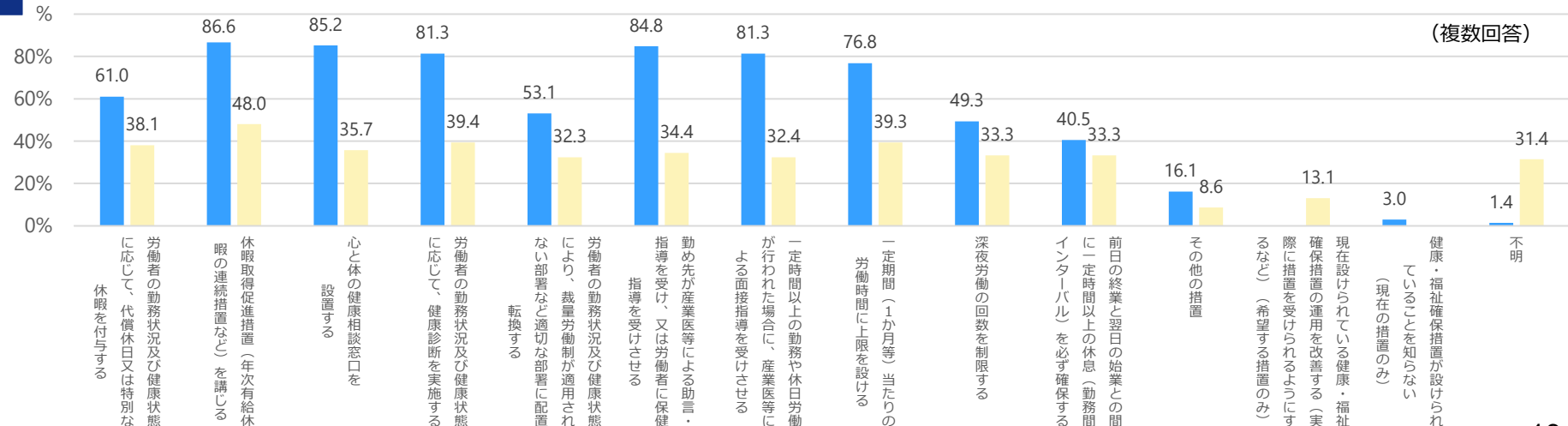


労働者の健康確保について② 勤め先に設けられている現在の健康・福祉確保措置と希望する健康・福祉確保措置【労働者調査・適用のみ】

専門型

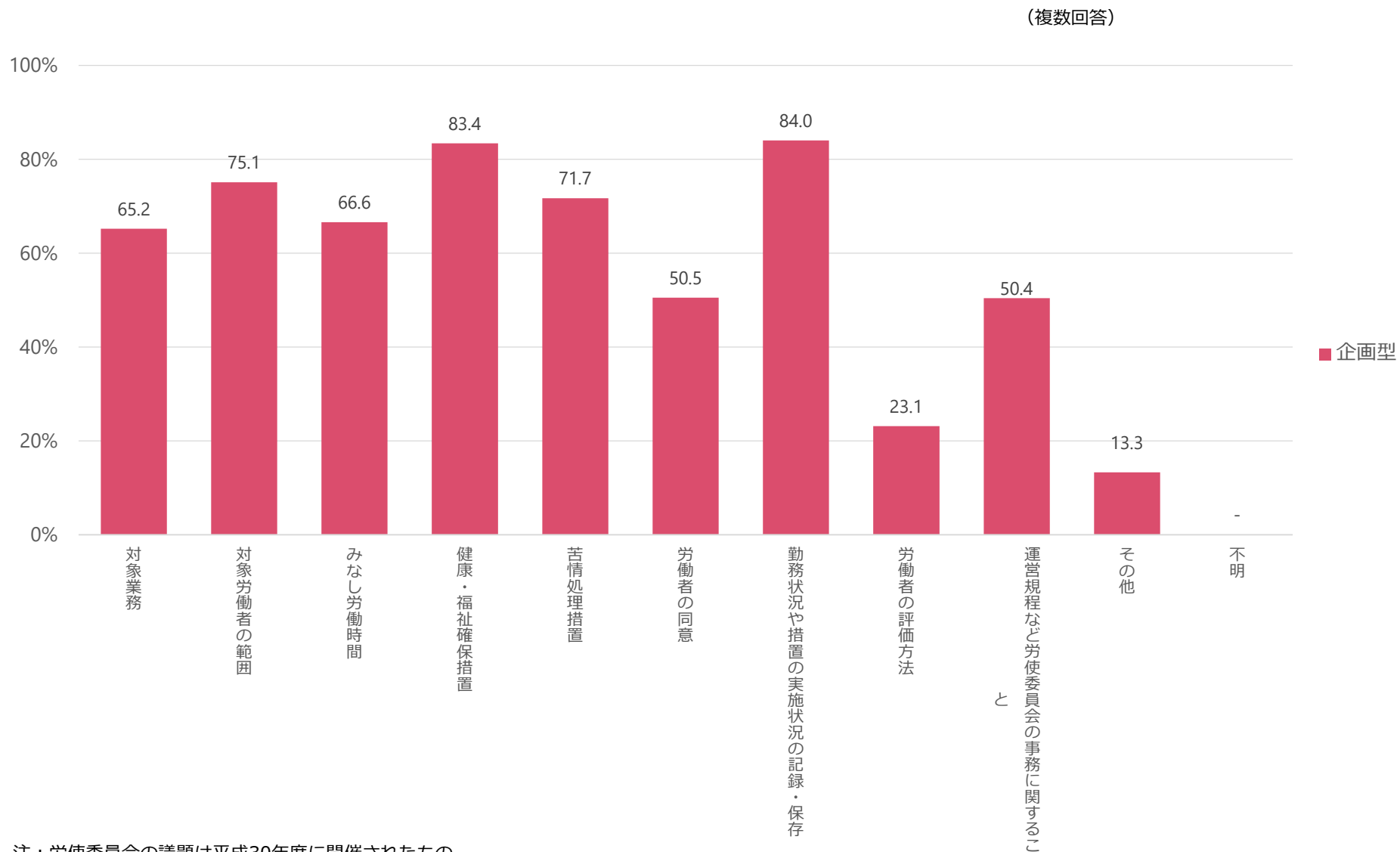


企画型



裁量労働制の運用状況について① 労使委員会の手続【事業場調査・適用のみ】

労使委員会の議題

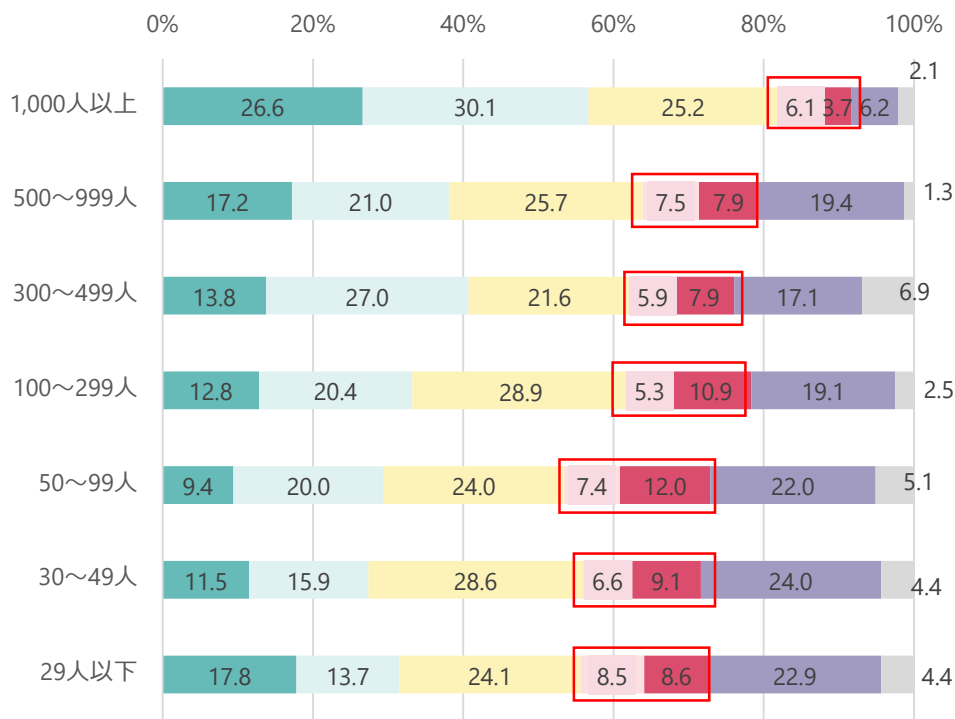


注：労使委員会の議題は平成30年度に開催されたもの。

裁量労働制の運用状況について②労使委員会の実効性の認識と改善希望内容 (企業規模別) 【労働者調査・適用のみ】

企画型

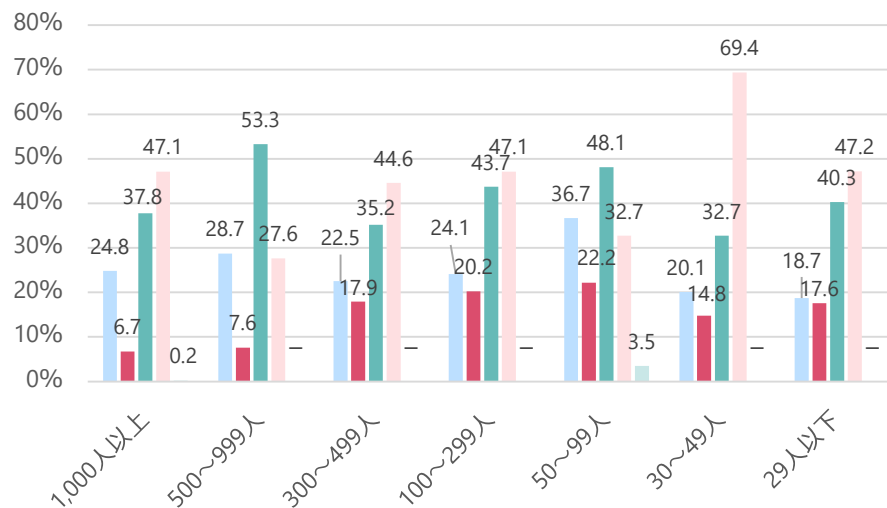
労使委員会の実効性に対する認識 (十分機能していると思うか)



- そう思う
- どちらかと言えばそう思う
- どちらとも言えない
- そう思わない
- 不明
- どちらかと言えばそう思わない
- 労使委員会を知らない

労使委員会に対する改善希望

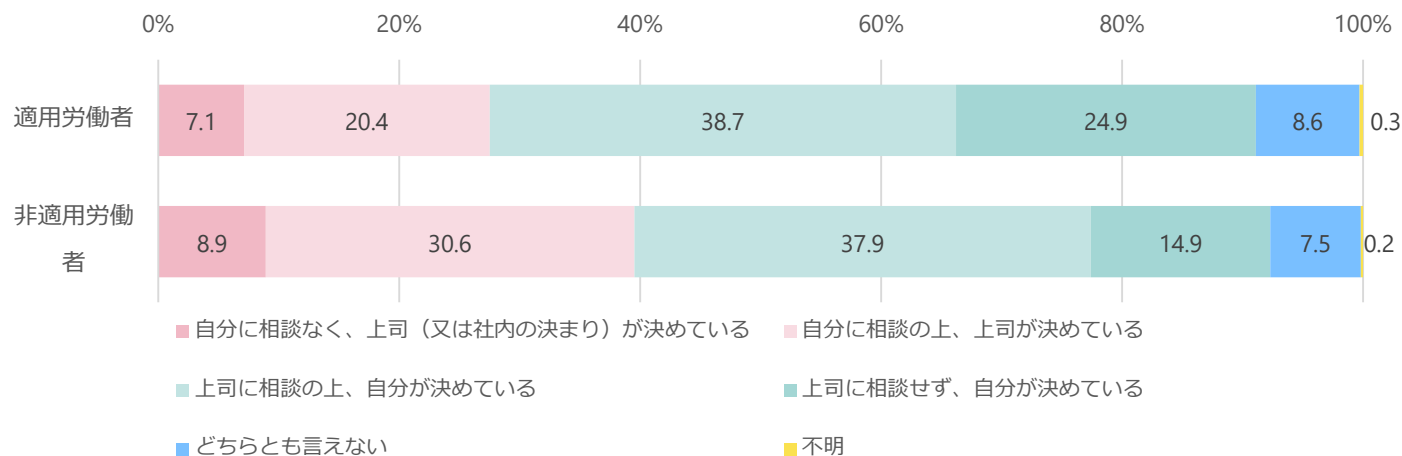
注：労使委員会に対する改善希望は、労使委員会の実効性に対する認識について「どちらかと言えばそう思わない」又は「そう思わない」と回答した労働者数を分母とした割合
(複数回答)



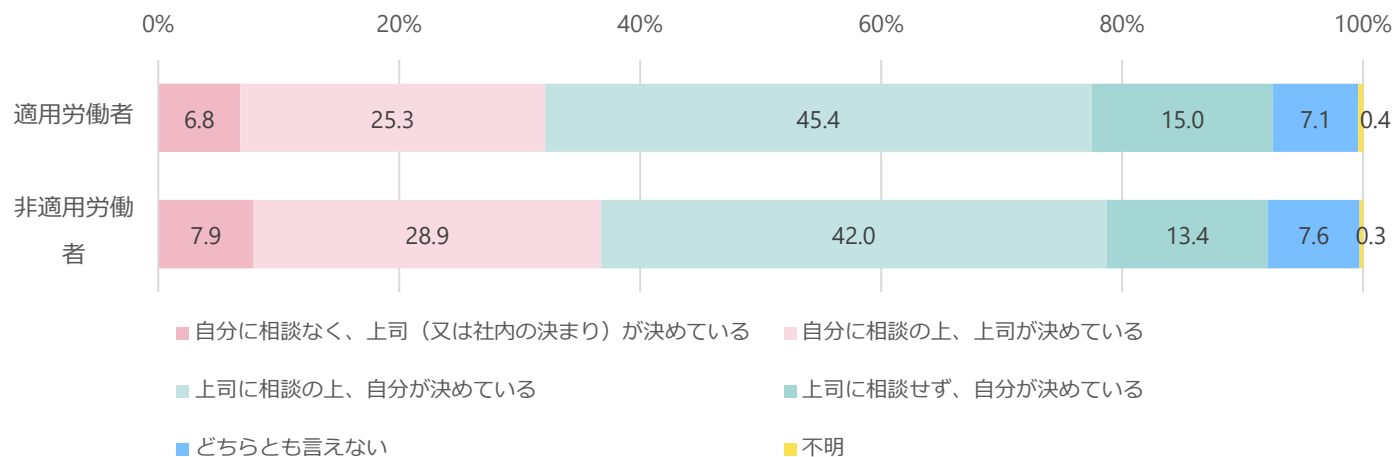
- 労働者側委員の選出方法を見直すべき
- 労使委員会の開催頻度を高めるべき
- 労使委員会で、今よりも幅広い議題を扱うべき
- その他
- 不明

裁量の程度について① 労働者の裁量の程度（具体的な仕事の内容・量） 【労働者調査】

専門型

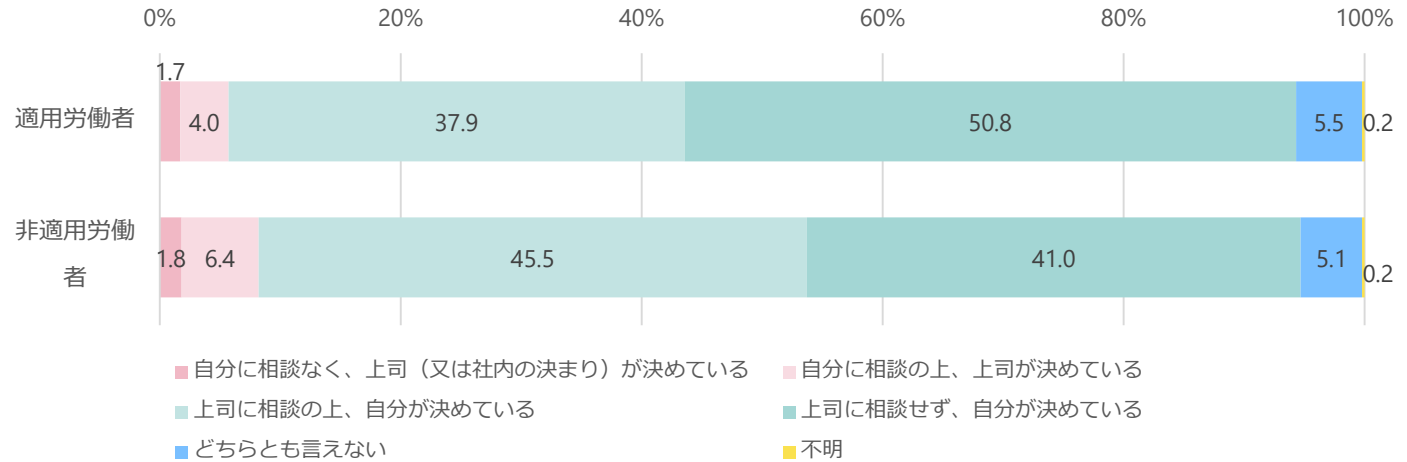


企画型

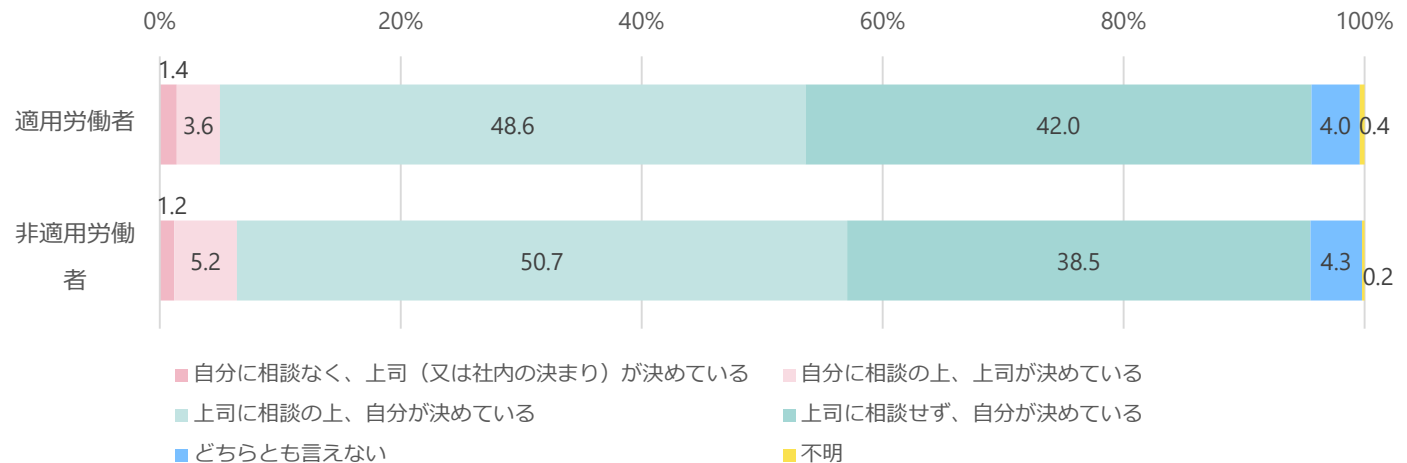


裁量の程度について② 労働者の裁量の程度（業務の遂行方法、時間配分等）【労働者調査】

専門型

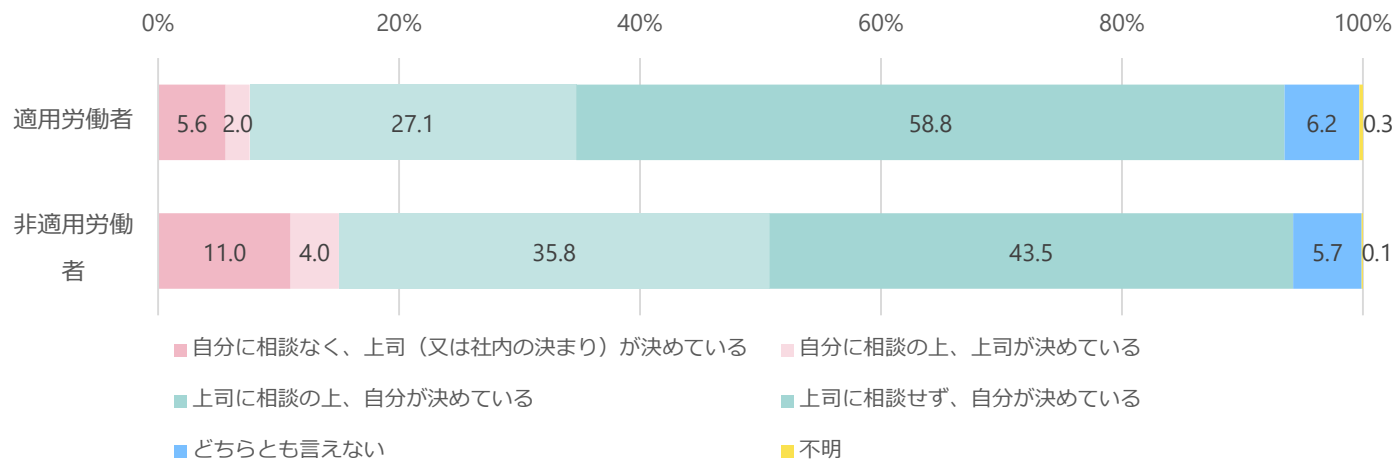


企画型

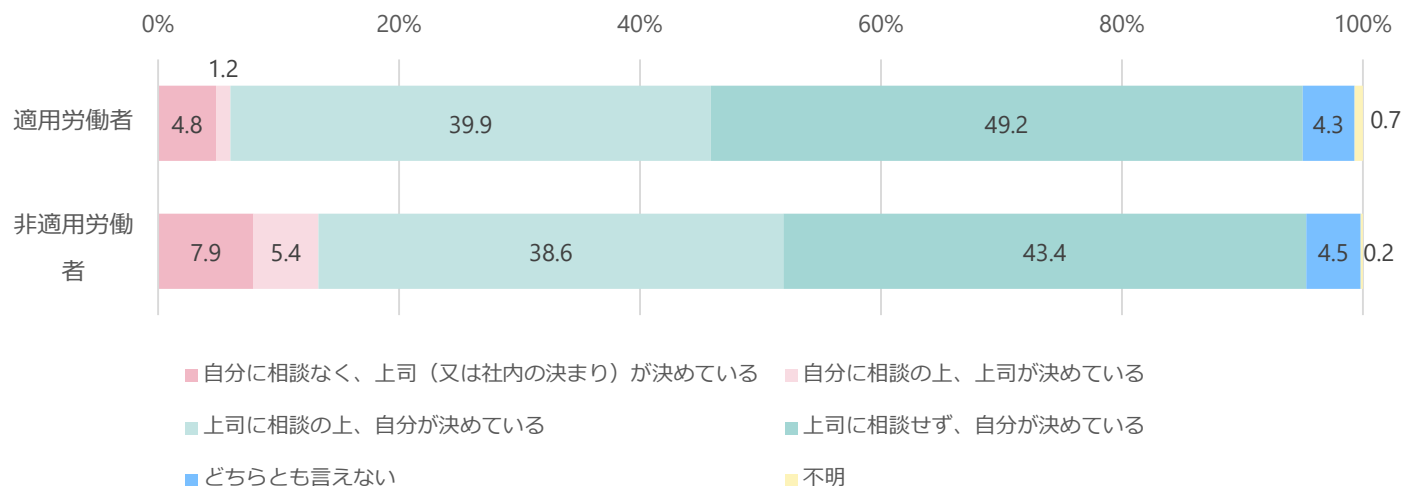


裁量の程度について③ 労働者の裁量の程度（出退勤時間）【労働者調査】

専門型

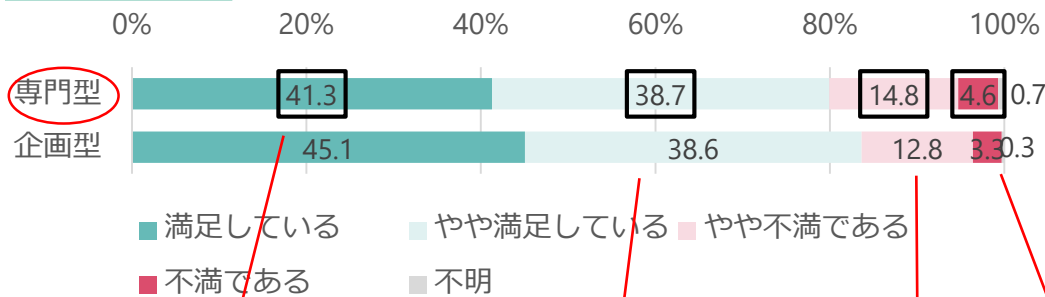


企画型



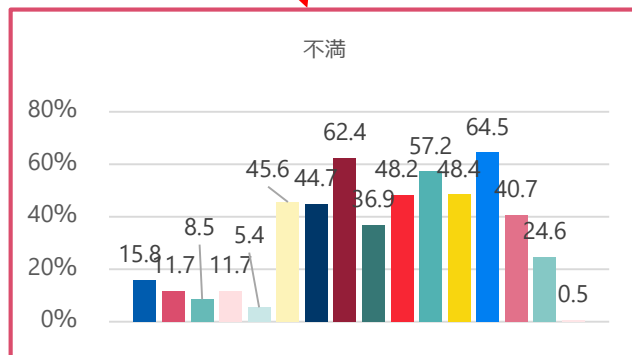
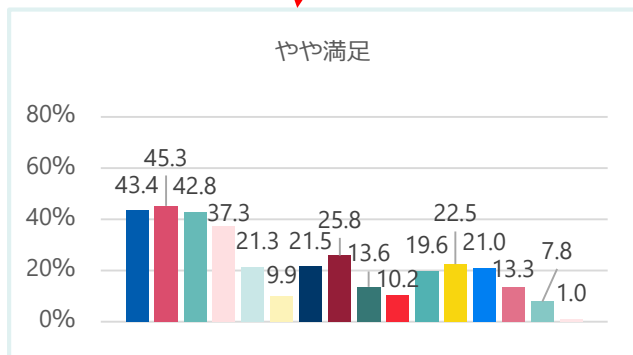
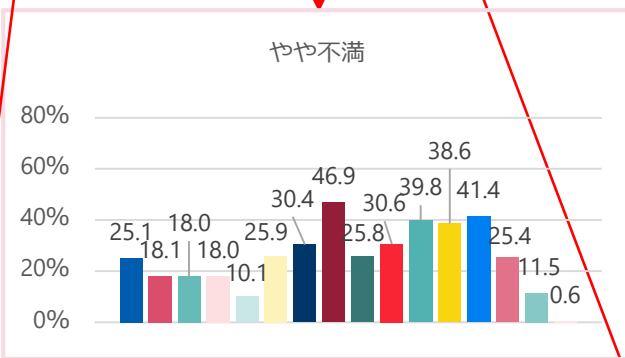
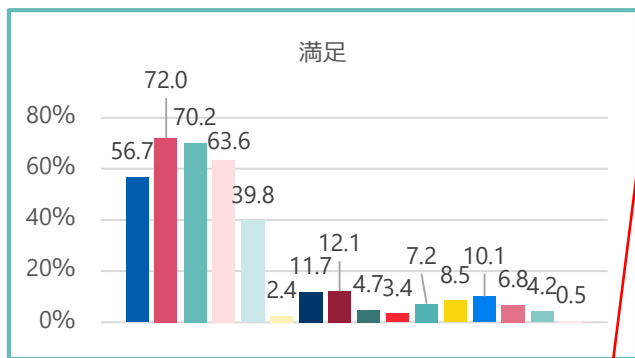
労働者の働き方の認識について① 働き方の認識（裁量労働制適用の満足度別）①【労働者調査・適用のみ】

専門型



- 効率的に働くことで、労働時間を減らすことができる
- 時間にとらわれず柔軟に働くことで、ワークライフバランスが確保できる
- 仕事の裁量が与えられることで、メリハリのある仕事ができる
- 自分の能力を発揮しやすい
- 能力や仕事の成果に応じた処遇となっている
- 仕事に裁量がない（又は小さい）
- 当初決まっていた業務でない業務が命じられる
- 業務量が過大である
- 業務の期限設定が短い
- みなし労働時間の設定が不適切である
- 労働時間が長い
- 休暇が取りにくい
- 賃金などの処遇が悪い
- 人事評価が不適切である
- その他
- 不明

(複数回答)

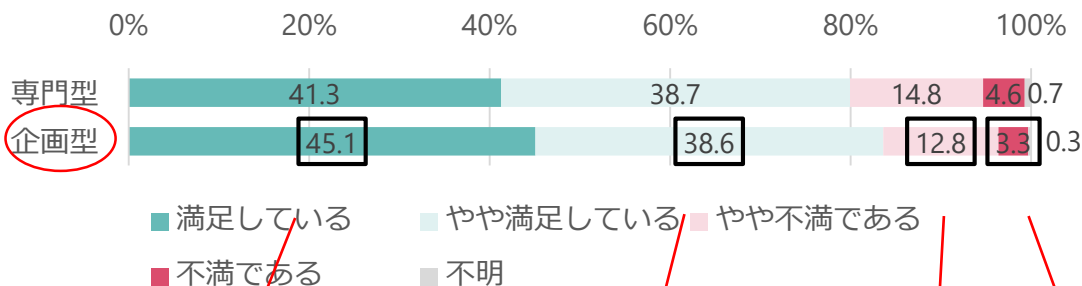


労働者の働き方の認識について②

別) ②【労働者調査・適用のみ】

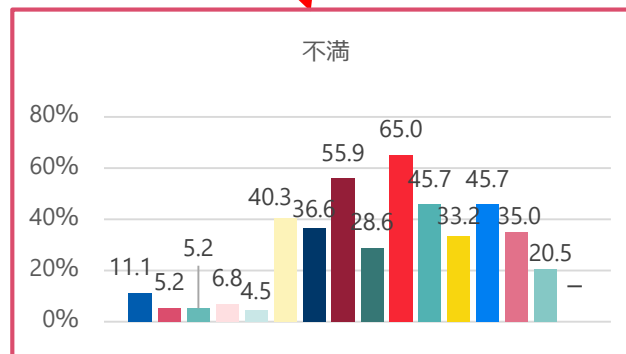
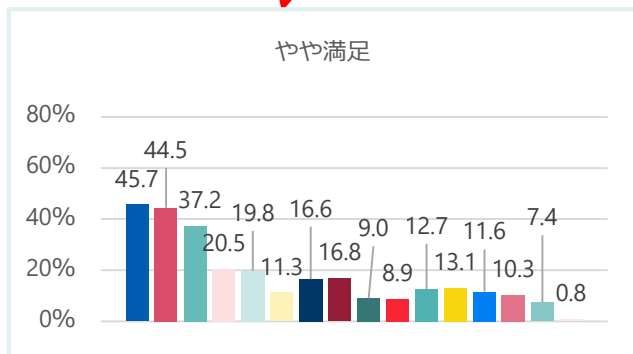
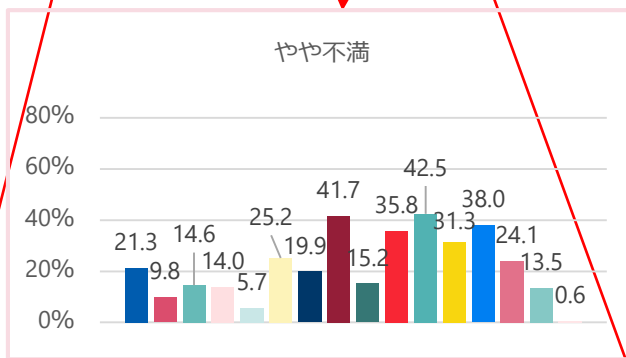
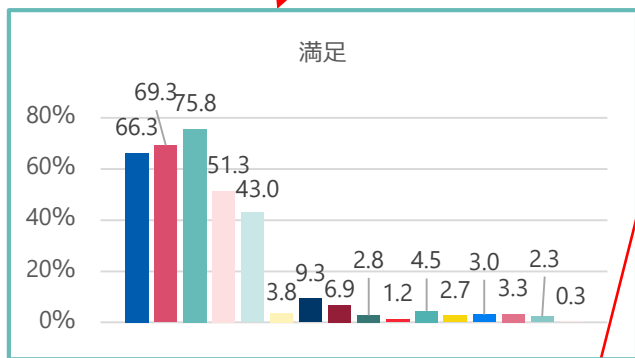
働き方の認識（裁量労働制適用の満足度

企画型



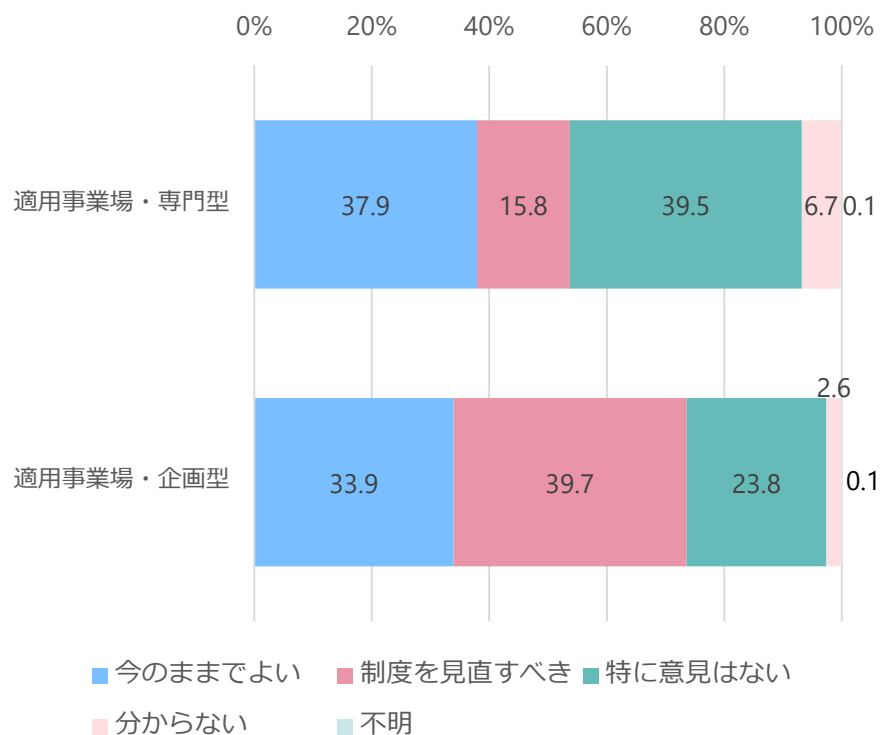
- 効率的に働くことで、労働時間を減らすことができる
- 時間にとらわれず柔軟に働くことで、ワークライフバランスが確保できる
- 仕事の裁量を与えられることで、メリハリのある仕事ができる
- 自分の能力を発揮しやすい
- 能力や仕事の成果に応じた処遇となっている
- 仕事に裁量がない（又は小さい）
- 当初決まっていた業務でない業務が命じられる
- 業務量が過大である
- 業務の期限設定が短い
- みなし労働時間の設定が不適切である
- 労働時間が長い
- 休暇が取りにくい
- 賃金などの処遇が悪い
- 人事評価が不適切である
- その他
- 不明

(複数回答)

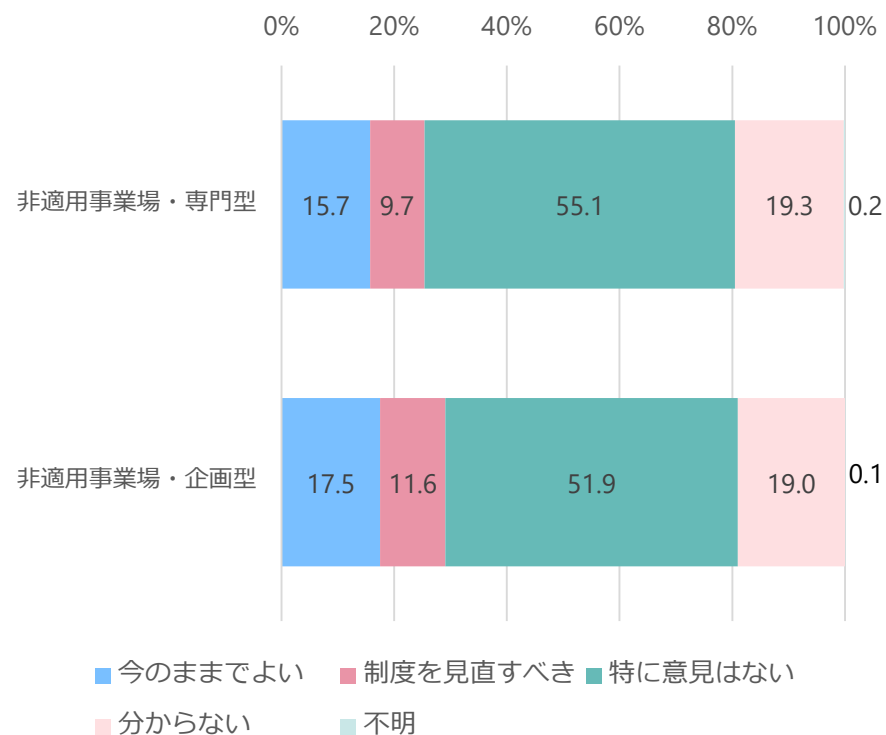


制度に対する意見について① 裁量労働制に対する意見【事業場調査】

適用事業場の意見



非適用事業場の意見

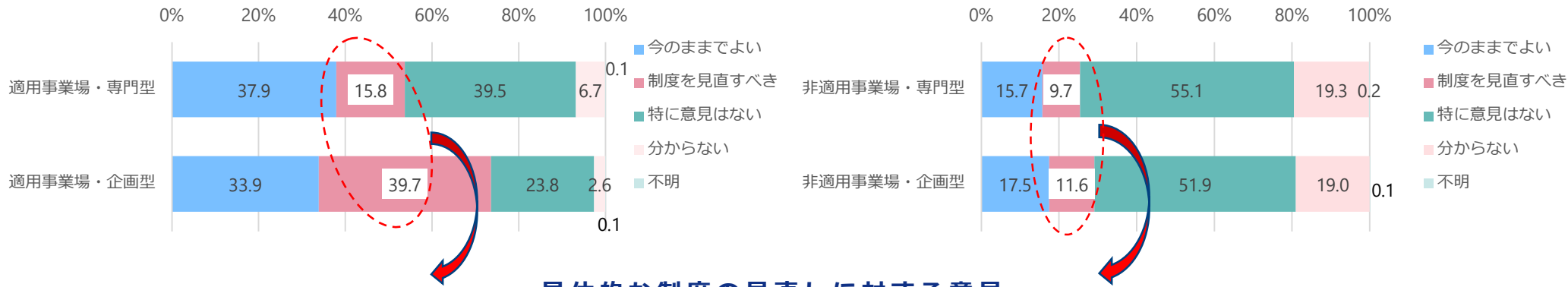


制度に対する意見について② 裁量労働制に対する意見（具体的な制度の見直し意見）【事業場調査】

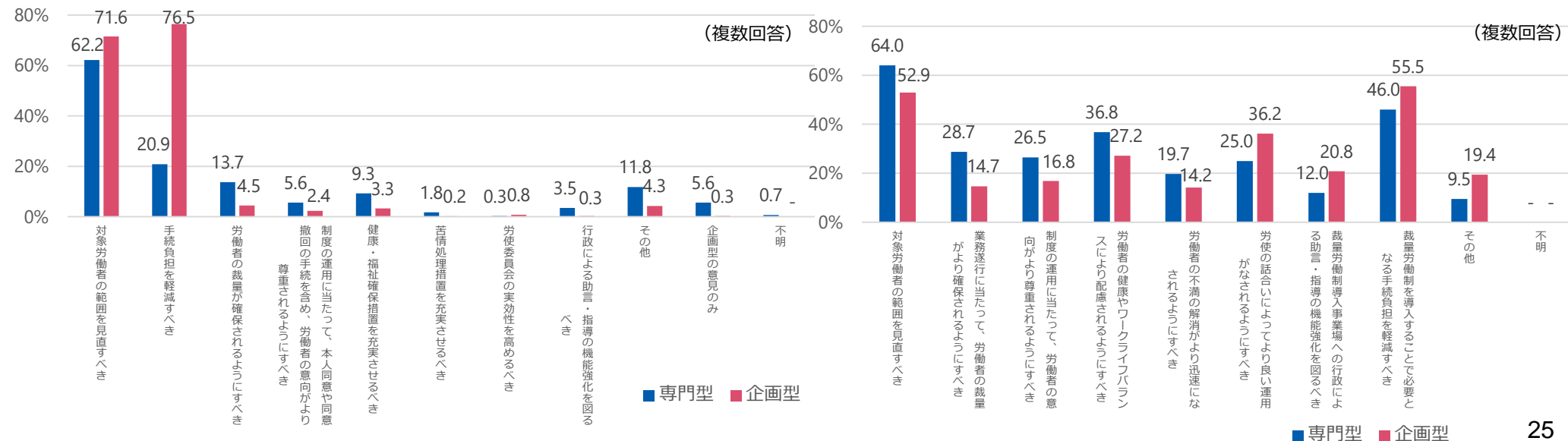
適用事業場

非適用事業場

裁量労働制に対する意見別事業場割合

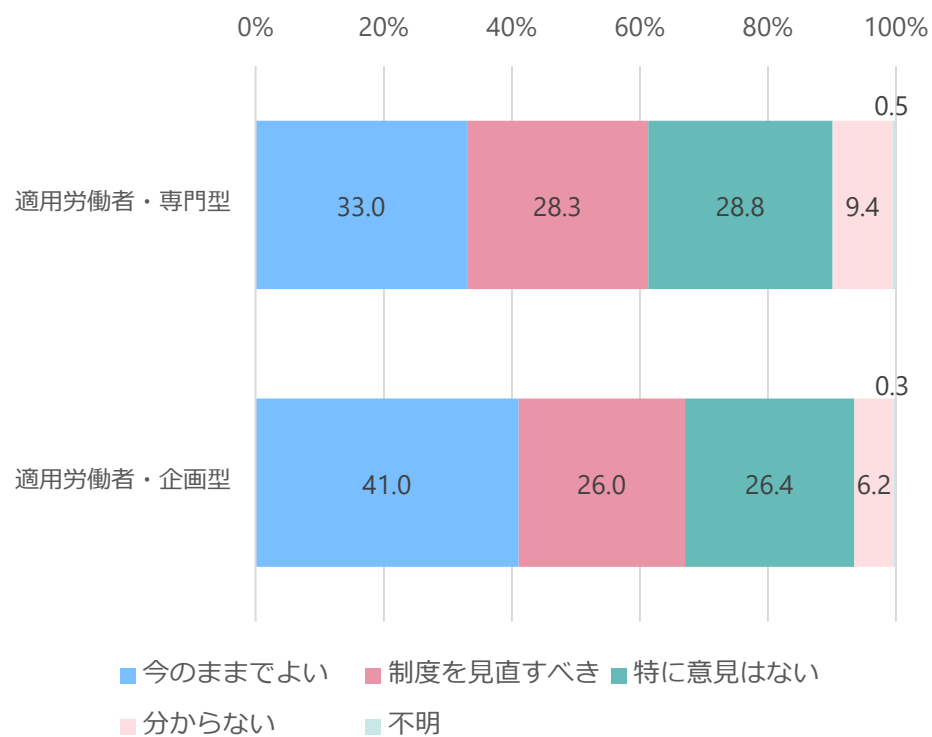


具体的な制度の見直しに対する意見

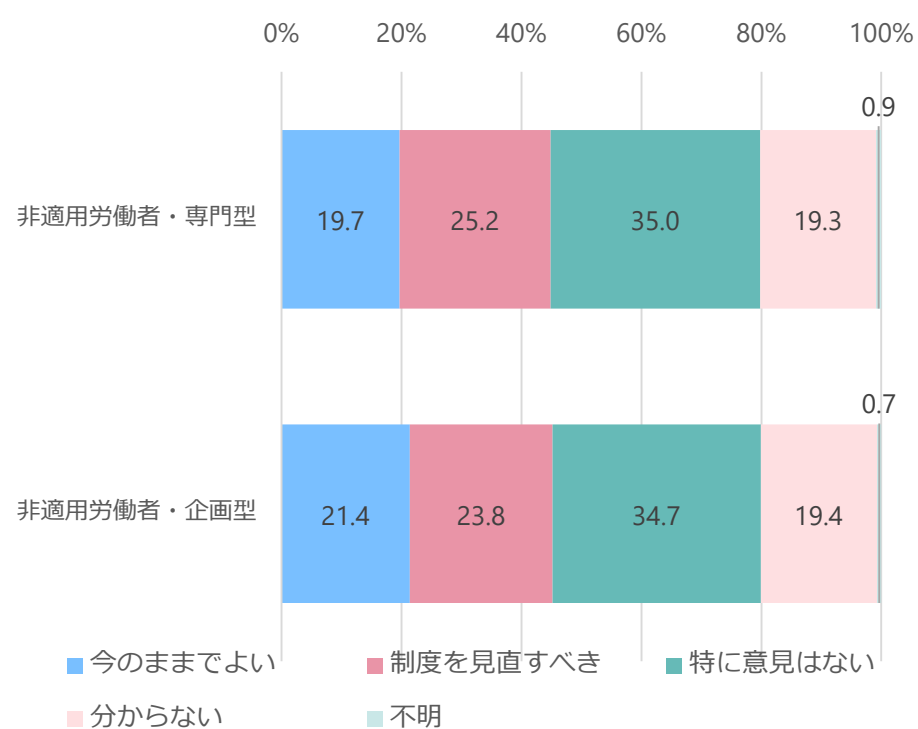


制度に対する意見について③ 裁量労働制に対する意見【労働者調査】

適用労働者の意見



非適用労働者の意見



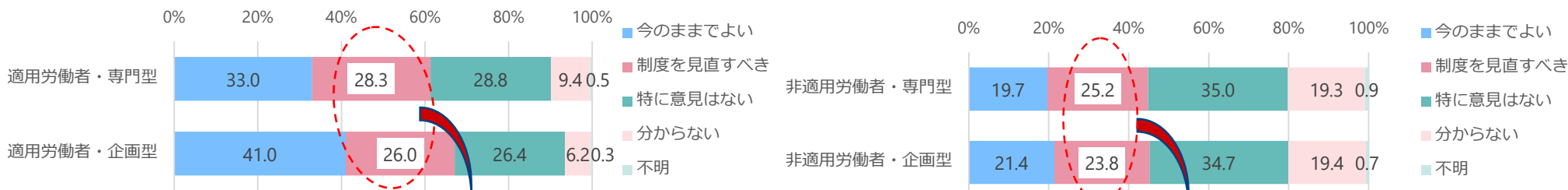
制度に対する意見について④ 直し意見【労働者調査】

裁量労働制に対する意見（具体的な制度の見直し意見）

適用労働者

非適用労働者

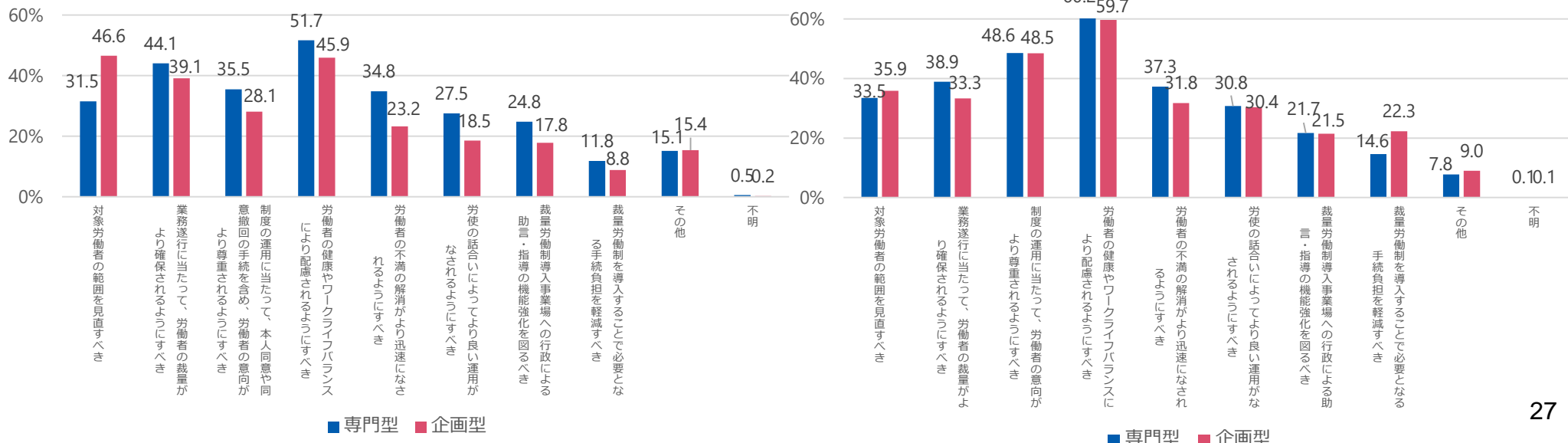
裁量労働制に対する意見



具体的な制度の見直しに対する意見

(複数回答)

(複数回答)



3 これからの労働時間制度に関する検討会 について

これからの労働時間制度に関する検討会

1 趣旨・目的

労働時間制度については、働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（平成30年法律第71号）により、罰則付きの時間外労働の上限規制や高度プロフェッショナル制度が設けられ、働く方がその健康を確保しつつ、ワークライフバランスを図り、能力を有効に発揮することができる労働環境整備を進めているところである。

こうした状況の中で、裁量労働制については、時間配分や仕事の進め方を労働者の裁量に委ね、自律的で創造的に働くことを可能とする制度であるが、制度の趣旨に適った対象業務の範囲や、労働者の裁量と健康を確保する方策等について課題があるところ、平成25年度労働時間等総合実態調査の公的統計としての有意性・信頼性に関わる問題を真摯に反省し、統計学、経済学の学識者や労使関係者からなる検討会における検討を経て、総務大臣承認の下、現行の専門業務型及び企画業務型それぞれの裁量労働制の適用・運用実態を正確に把握するための統計調査を実施したところである。当該統計調査で把握した実態を踏まえ、裁量労働制の制度改革案について検討する必要がある。

また、裁量労働制以外の労働時間制度についても、こうした状況を踏まえた在り方について検討することが求められている。

このため、裁量労働制その他の労働時間制度について検討を行うことを目的として、「これからの労働時間制度に関する検討会」（以下「本検討会」という。）を開催する。

2 検討事項

本検討会においては、次に掲げる事項について検討を行う。

- ・ 裁量労働制の在り方
- ・ その他の労働時間制度の在り方

3 構成員

〔◎座長〕

◎ 荒木尚志（東京大学大学院法学政治学研究科教授）

島貫智行（一橋大学大学院経営管理研究科教授）

小畑史子（京都大学大学院人間・環境学研究科教授）

堤 明純（北里大学医学部教授）

川田琢之（筑波大学ビジネスサイエンス系教授）

藤村博之（法政大学大学院イノベーション・マネジメント研究科教授）

黒田祥子（早稲田大学教育・総合科学学術院教授）

これからの労働時間制度に関する検討会②

4 検討会開催状況

第1回	令和3年	7月26日	裁量労働制に関する現状等について（裁量労働制実態調査の結果について①）
第2回	令和3年	8月31日	裁量労働制に関する現状について（裁量労働制実態調査の結果について②）
第3回	令和3年	9月7日	企業からのヒアリング
第4回	令和3年	10月15日	労働組合からのヒアリング
第5回	令和3年	11月11日	企業からのヒアリング
第6回	令和3年	11月29日	労働者からのヒアリング

5 今後の検討会の進め方について

- 裁量労働制について
- その他の労働時間制度等について
引き続き議論を行っていく予定

参 考

裁量労働制の概要

	対象	労働時間	手続
<p>専門業務型 裁量労働制 〔法38条の3〕</p> <p>※適用労働者の割合： ⇒1.2% ※導入企業の割合： ⇒2.0%</p>	<p>業務の性質上、業務遂行の手段や時間配分等を大幅に労働者の裁量に委ねる業務として、厚生労働省令及び大臣告示で定められた専門的な業務に従事する労働者</p> <p>(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 新商品や新技術の研究開発 ・ 人文科学や自然科学の研究 ・ 情報処理システムの設計、コピーライター、新聞記者等 	<p>労使協定で定めた時間を労働したものとみなす。(注)</p>	<p>労使協定(*)において、以下の事項を定め、労基署へ届出。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ その事業場で対象とする業務 ・ みなし労働時間 ・ 対象労働者の健康・福祉確保措置 ・ 対象労働者の苦情処理措置 等 <p>* 使用者と、過半数労働組合又は過半数代表者との協定</p>
<p>企画業務型 裁量労働制 〔法38条の4〕</p> <p>※適用労働者の割合： ⇒0.3% ※導入企業の割合： ⇒0.4%</p>	<p>事業の運営に関する事項についての企画、立案、調査及び分析の業務であって、業務の性質上、これを適切に遂行するために、業務遂行の手段や時間配分等を大幅に労働者に委ねる業務に従事する労働者</p> <p>(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 企業の企画部門で経営環境を調査分析し、経営計画を策定する労働者 ・ 企業の財務部門で財務状態等を調査分析し、財務計画を策定する労働者 等 	<p>労使委員会の決議で定めた時間を労働したものとみなす。(注)</p>	<p>労使委員会(*)において、以下の事項を決議(4/5以上の多数決)し、労基署へ届出。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ その事業場で対象とする業務 ・ 対象労働者の範囲 ・ みなし労働時間 ・ 対象労働者の健康・福祉確保措置(6か月に1回労基署に定期報告) ・ 対象労働者の苦情処理措置 ・ 本人同意を得ること及び不同意の労働者に対する不利益取扱いの禁止 等 <p>* 賃金、労働時間等の労働条件に関する事項を調査審議し、事業主に意見を述べることを目的とする委員会。使用者及び労働者を代表する者で構成され、労働者代表委員は半数を占めていなければならない。</p>

注) 法定労働時間を超過するみなし労働時間を設定する場合、通常の労働時間制の場合と同様、「36協定の締結及び届出が必要」かつ「時間外割増賃金の支払いが必要」となる。
※ 適用労働者、導入企業の割合の資料出所：厚生労働省「令和3年就労条件総合調査」

労働時間制度の概況

下記以外の労働時間制	1日8時間、週40時間(法定労働時間)
変形労働時間制	交替制勤務の場合や、季節等によって業務に繁閑の差がある場合 【昭和22年労働基準法制定時(昭和62年・平成5年・平成10年改正・追加)】 ※適用労働者の割合 39.4%
フレックスタイム制	協定した労働時間の範囲内で、始業・終業時刻を労働者にゆだねる場合 【昭和62年(昭和63年4月1日施行)、平成30年改正】 ※適用労働者の割合 9.5%
事業場外みなし労働時間制	労働時間の全部又は一部について事業場で業務に従事した場合 において、労働時間を算定しがたいとき 【昭和62年(昭和63年4月1日施行)】 ※適用労働者の割合 6.7%
専門業務型裁量労働制	新商品や新技術の研究開発、情報処理システムの設計、 コピーライター、新聞記者 等 【昭和62年(昭和63年4月1日施行)、平成5年・平成15年改正】 ※適用労働者の割合 1.2%
企画業務型裁量労働制	事業の運営に関する事項についての企画、立案、調査及び分析の業務 に従事する場合 【平成10年(平成12年4月1日施行)、平成15年改正】 ※適用労働者の割合 0.3%
高度プロフェッショナル制度	金融商品の開発、ファンドマネージャー、トレーダー、ディーラー、証券アナ リスト、コンサルタント、新たな技術、商品又は役務の研究開発 【平成30年(平成31年4月1日施行)】 ※適用労働者の割合 0.0%
管理監督者	労働条件の決定その他労務管理について 経営者と一体的な立場にある者 【昭和22年労働基準法制定時】 ※管理監督者の割合 6.0%

※ 「適用労働者」の割合の出所: 令和3年就労条件総合調査(高度プロフェッショナル制度及び管理監督者については令和2年就労条件総合調査による)